

# 流山市健全財政維持条例 解説

## 目 次

### 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 基本理念
- 第 3 条 市長の責務

### 第 2 章 財政運営の基本原則（第 4 条－第 1 2 条）

- 第 4 条 財政情報の公表
- 第 5 条 財政状況の把握及び分析
- 第 6 条 財政計画
- 第 7 条 地方債の発行
- 第 8 条 基金の積立て
- 第 9 条 資産の活用
- 第 1 0 条 予算の編成
- 第 1 1 条 効果的な予算執行
- 第 1 2 条 重要課題等への対応

### 第 3 章 健全財政の維持（第 1 3 条・第 1 4 条）

- 第 1 3 条 判断指標
- 第 1 4 条 健全財政維持の取組

### 第 4 章 雑則（第 1 5 条）

- 第 1 5 条 委任
- 附 則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第23条の規定に基づき、市長の財政運営に関する基本事項を定めることにより、将来にわたる健全で規律ある市の財政運営に資することを目的とする。

### 【解説】

流山市自治基本条例第23条の規定に則り、市長の財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する制度の構築を図るものです。

財政運営上の市長の責務や財政情報の公表等、基本事項を明確にすることにより、将来にわたり健全で規律ある市の財政運営を行うための指針となるこの条例の立案目的を定めています。

### (基本理念)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、常に財政状況を総合的に把握し、財源を効果的かつ効率的に活用することにより、財政を健全に運営しなければならない。

2 市長は、持続可能な財政構造の確立に向けて計画的に財政運営を行わなければならない。

### 【解説】

第1項では財政運営に関する基本理念を規定しています。財源の確保などにより、健全な財政状況を維持することを規定しています。

第2項では、基金の確保や地方債の発行による将来の利用者間における負担の公平性を確保した計画的な財政運営を行うことで、持続可能な財政構造を確立することを規定しています。

### (市長の責務)

第3条 市長は、前条の基本理念に則り、市民ニーズを的確に把握し、必要性を考慮した予算の編成及び適正な執行をすることにより、健全で規律ある財政運営を行わなければならない。

### 【解説】

基本理念にのっとり、市民ニーズを的確に把握した上で、必要性を考

慮した予算編成、予算執行を行い、健全な財政運営を行う市長の責務を規定しています。

## 第2章 財政運営の基本原則

(財政情報の公表)

第4条 市長は、財政に関する情報を市民に分かりやすく公表することにより、市民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

### 【解説】

市長は、財政に関する情報を積極的に市民に分かりやすく「財政白書」などで公表することにより、市民と情報を共有するとともに、財政運営の透明性の確保に努めることを規定しています。

(財政状況の把握及び分析)

第5条 市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行うため、毎年度、財産の保有状況について市が加入する組合等を含めた連結決算を行い、次に掲げる財務諸表を作成し、公表しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

### 【解説】

市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行うため、決算年度ごとに自治基本条例第23条第2項に規定する財政情報を作成し、公表することを規定しています。

また、この財政情報には一般会計等（普通会計）、全体会計（普通会計にすべての特別会計及び企業会計を加えたもの）のほか、市が加入する組合等（新地方公会計制度における基準により抽出した組合等）の財務書類を作成し、公表しなければならないと規定しています。

「普通会計」とは、一般会計、土地区画整理事業特別会計の一部

「特別会計」とは、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、土地区画整理事業特別会計

「企業会計」とは、水道事業会計、下水道事業会計

「市が加入する組合等」とは、流山市土地開発公社、北千葉広域水道企業団、東葛中部地区総合開発事務組合、千葉県市町村総合事務組合、千葉県後期高齢者医療広域連合

なお、ここでいう財産とは、地方自治法第237条第1項で規定されている財産を意味しています。

(財政計画)

第6条 市長は、自治基本条例第22条第1項の規定により総合計画における基本計画及び実施計画を策定する際は、計画期間に応じた財政の見通しを作成し、財政計画として公表しなければならない。

【解説】

総合計画の策定の際には、実行性を高めるために、基本計画、実施計画それぞれの計画期間に応じた財政の見通しを作成し、各計画の中で自治基本条例第23条第3項に規定する財政計画として公表することを規定しています。

(地方債の発行)

第7条 市長は、地方債を発行する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 将来において市民が負担することの妥当性

(2) 当該地方債に係る償還金が将来の財政運営に与える影響

【解説】

地方債は、将来の利用者間における負担の公平性の確保に資する反面、事業計画に参画していない将来世代に債務を引き継ぐことや、長期間にわたる地方債償還費用が財政硬直化の要因となることが懸念されます。このため、地方債の発行にあたっては、将来において市民が負担することの妥当性を検討するとともに、償還金が将来の財政運営に与える影響に留意しなければならないことを規定しています。

(基金の積立て)

第8条 市長は、緊急的な行政需要に対応するため、必要と認められる額の資金を財政調整積立基金に留保するよう努めなければならない。

2 市長は、公共施設の修繕、新築又は建替えに係る経費その他資金の留保が必要と認められる経費に充てるため、計画的に基金に積み立てるよう努めなければならない。

**【解説】**

緊急的な行政需要に対応するため、必要な額を財政調整積立基金に留保するよう努めることを規定しています。

その他の目的基金については、公共施設の修繕等やその他の資金の留保が必要と認められる経費に充てるため、計画的に基金に積み立てるよう努めることを規定しています。

また、「公共施設」とは、公用施設（市役所庁舎やクリーンセンター、消防署など、行政事務を執行するための施設）と、公共用施設（公民館や体育館、図書館など、一般の利用に供するための施設）をいいます。

(資産の活用)

第9条 市長は、長期的な観点に立って、公共施設その他の資産の用途の見直し、維持補修等を行い、効果的に資産を活用しなければならない。

**【解説】**

資産の活用に当たっては、長期的な観点に立って、用途の見直しによる資産の有効活用、維持補修等を行い、効果的に資産を活用しなければならないことを規定しています。

(予算の編成)

第10条 市長は、効果的、効率的かつ健全で規律ある財政運営を行うため、自治基本条例第24条第1項の規定により実施する行政評価の結果を、予算編成に反映させなければならない。

2 市長は、国及び県の動向を注視し、最新の情報を把握し、不断の歳入確保に努めなければならない。

【解説】

これまで本市が積極的に構築を進めてきた行政評価を予算編成等に反映し、財政運営を行うことを規定しています。

また、国や県の動向を注視し、最新の情報を把握するとともに、国・県補助金の交付基準の確認や予算に計上した歳入の確保はもとより、予算に計上していない新たな歳入についても確保に努めることを規定しています。

(効果的な予算執行)

第11条 市長は、事業効果を考慮した上で、最大の成果が得られるよう予算の執行を行わなければならない。

【解説】

予算の執行については、事業効果を考慮した上で、最も効率的で最大の効果が得られるよう事業を展開しなければならないことを規定しています。

(重要性のある新たな行政課題への対応)

第12条 市長は、重要性のある新たな行政課題に対応する場合は、その必要性、効果及び財源を明らかにした上で対応しなければならない。

【解説】

社会経済状況等の変化により発生した新たな行政課題に対し大きな財政出動が避けられない場合については、その必要性、効果及び財源を明らかにした上で予算措置し、予算執行することを規定したものです。

### 第3章 健全財政の維持

(判断指標)

第13条 市長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）に規定する実質公債費比率及び将来負担比率を財政判断指標とし、当該比率について財政健全化法の規定に基づき国が定める早期健全化基準の2分の1を市独自の基準（以下「早期警戒基準」という。）と定め、これを上回らないように努めなければならない。

#### 【解説】

健全な財政運営に向けた様々な取組の効果を確認するため、財政健全化法において、定められている「実質公債費比率」及び「将来負担比率」を財政判断指標として設定し、その数値から財政運営の状況を判断するものです。

平成29年1月現在、財政健全化法では、実質公債費比率が25%以上、将来負担比率が350%と早期健全化基準が定められていますが、市独自の基準を、その2分の1として、実質公債費比率を12.5%、将来負担比率が175%と定め、これを上回らないように努めなければならないことを規定したものです。

なお、財政健全化法で定められている4指標のうち「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」については、決算段階で赤字になった場合に数値化されるため、早期警戒基準からは除外しています。

#### ※実質公債費比率

公営企業会計を含むすべての会計と、公社や一部事務組合、第三セクターなどを含めて、収入に対する借金の返済費用の占める割合を指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

#### ※将来負担比率

公営企業会計を含むすべての会計と、公社や一部事務組合、第三セクターなどを含めて、将来支払っていく可能性のある債務から、これらの支払いに充てることのできる基金残高を差し引いた、現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

(健全財政維持の取組)

第14条 市長は、早期警戒基準を上回った場合は、健全な財政運営を維持するための計画（以下「健全財政維持計画」という。）を直ちに策定するとともに、健全財政維持計画に従い、財政の健全化に取り組まなければならない。

2 市長は、健全財政維持計画を策定し、又は変更した場合は、これを議会に報告し、かつ、市民に広く公表しなければならない。

**【解説】**

前条の基準を上回った場合について規定したもので、早期警戒基準に該当した場合に、健全財政維持を目指した自主的な「健全財政維持計画」の策定と計画に従った財政の健全化の取組の実行について規定したものです。

健全財政維持計画の策定に当たっては、議会に対する報告及び一般への公表が必要であることについて規定したものです。

## 第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**【解説】**

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**【解説】**

この条例の施行期日を定めています。